

◎新潟県告示第916号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和4年8月30日

新潟県知事 花 角 英 世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
ひだまりケアセンター訪問介護事業所	新潟県阿賀野市岡山町5番15号	株式会社三愛	訪問介護	令和4年6月20日	令和4年7月31日
ショートステイ清川	新潟県東蒲原郡阿賀町京ノ瀬966番地1	社会福祉法人大形福社会	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	令和3年12月10日	令和4年1月31日